

旭ろうさい病院地域医療連携システム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旭ろうさい病院(以下「病院」という。)が、瀬戸旭医師会及び近隣医師会の会員と密接な連携システムを確立し、それぞれの機能の向上と患者に対する一貫した医療の提供を行い、もって、地域医療の充実と発展に寄与することを目的とする。

(病院の役割)

第2条 病院は、次条に規定する登録医からの紹介患者を受け入れ、当該患者の診療を行なう。

2 病院は、登録医の入院患者訪問の受け入れ、病院医師による患者の症状説明及び意見交換など生涯研修の場の提供を行う。

3 病院は、将来目標として、次の項目の実施に向けて努力する。

- (1) 医学、医術の研鑽など生涯研修の場の提供。
- (2) 診療の共同実施。
- (3) 高度医療機器、病室などの有効利用。
- (4) 病院本来の機能向上。

(登録医)

第3条 瀬戸旭医師会および近隣医師会の会員のうち、当該旭ろうさい病院地域医療連携システムに賛同し、登録しようとされる方は、第6条に規定する地域医療支援病院運営委員会に登録届を提出し、登録をする。

2 前項で登録を受けたもの(以下「登録医」)の登録医期間は1年間(4月1日から翌年3月31日までとし、期間の途中での登録についての終了は最初に到来する3月31日とする。)とする。但し、特に申し出がない場合は引き続き1年間延長するものとし、以後同様とする。

(登録医の報酬)

第4条 登録医の報酬は、当分の間、無償とする。

(登録医の役割)

第5条 登録医は、旭ろうさい病院地域医療連携システム実施細則に従うものとする。

(地域医療支援・病診連携システム運営協議会の設置など)

第6条 旭ろうさい病院地域医療連携システムの機能を円滑にするため、旭ろうさい病院地域医療支援・病診連携システム運営協議会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織など)

第7条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、旭ろうさい病院 院長をもって充てる。

- 3 委員会に副会長をおくことができ、副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 4 委員会は、次に掲げるもので構成し、病院長が委嘱し任命する。
 - (1) 地域のかかりつけ医
 - (2) 地域のかかりつけ歯科医
 - (3) 当該地域の医師会等医療関係団体の代表（瀬戸旭医師会、守山医師会、名東医師会及び尾張旭市歯科医師会から選出する。）
 - (4) 当該病院が所在する都道府県・市町村の代表
 - (5) 学識経験者等
 - (6) 病院の職員
 - (7) その他、病院長が指名するもの
- 5 前項第6号の委員の数は、委員総数の半数以下とする。
- 6 会長は会務を総理する。
- 7 副会長は、会長に事故ある時又は欠けたときに、その職務を代行する。
- 8 その他、病院長が指名する者。

（委員会）

第8条 委員会は、会長が必要に応じ、招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上のものから、会議の要請があったときは、これを招集しなければならない。
- 3 委員のうち、病院関係者が過半数を超えないこと。

（委員会の議事など）

第9条 委員会は、過半数以上のものが出席しなければ、開くことが出来ない。

- 2 議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（任期）

第10条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第11条 委員会の事務局は、病院に置く。

（雑則）

第12条 この要綱に定めない事項及び運営上の疑義などについては委員会に諮り、これを解決するものとする。

附 則

この要綱は、平成 元年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成 9年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成 15年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成 19年 7月 1日から実施する。

この要綱は、平成 31年 4月 1日から実施する。